

75歳以上と65歳から74歳までで一定のしょうがいのある方が対象

長寿医療制度（後期高齢者医療） のお知らせ

「高額介護合算療養費」の申請について

医療保険上の世帯を単位として、「お医者さんにかかったときの自己負担額」と「介護保険サービスを利用したときの利用者負担額」の1年分の自己負担額を合算した金額が、基準額を超えた場合に、その超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額は、長寿医療制度と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者から支払われます。

区 分		自己負担額の 合計の基準額
現役並み所得者		67万円（89万円）
一 般		56万円（75万円）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円（41万円）
	区分Ⅰ	19万円（25万円）

※支給額が、500円未満の場合は支給されません。
※所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

通常、毎年8月から翌年7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成20年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16か月間の合計額で計算することができます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、（ ）内の金額です。

【区分の説明】

❖現役並み所得者：住民税の課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）とその方と同じ世帯にいる加入者（被保険者）の方です。

❖住民税非課税世帯

区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。

- (1) 世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
- (2) 老齢福祉年金を受給されている方

申請手続き

支給の対象となる方へは12月以降に申請手続きのご案内をします。

ただし、平成20年4月から平成21年7月の間に町外から転入された方や75歳に到達された方などは、以前の医療保険や介護保険での各保険者が発行した自己負担額証明書の提出が必要です。

問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601
健康福祉課健康推進室国保医療係 ☎ ⑤ 4556